

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

- 1、食材、介護用品、福祉用具、清掃、設備保守等を担う取引事業者を単なる発注先ではなくパートナーとして位置づけます
  - ・相互に立場を尊重し、継続的で安定した取引関係の構築に努めます
  - ・取引事業者との情報共有を通じ、業務の質の向上や負担軽減につながる工夫を検討します
  - ・地域との中小企業との連携を重視し、地域経済の持続的発展に寄与します
- 2、取引にあたって以下の点を重視し、公正で誠実な関係を築きます
  - ・取引条件については、十分な協議を行い、一方的な変更や不利益が生じないよう配慮します。
  - ・発注内容や納期については、現実的かつ無理のない設定を心がけます
  - ・介護現場の状況を踏まえ、急な変更が生じた場合でも、誠意をもって説明・相談を行います
- 3、介護現場で働く職員だけでなく関係事業者の働き方や安全にも配慮し、無理のない協力体制をめざします
  - ・長時間労働や過度な負担を前提としない取引関係を心がけます
  - ・高齢者支援を担う立場として、安心・安全・継続性を重視した事業運営に取り組みます

「

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

今後も取引事業者・関係機関との対話を大切にしながら、相互に信頼し、支え合えるパートナーシップの構築を通じて、利用者の尊厳ある生活と地域福祉の向上に貢献してまいります

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社ケアーサービス平和

企 業 名

代表取締役 吉田 治

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。